

柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例をここに制定する。

令和8年6月11日

柴田町長 滝口 英

#### 柴田町条例第14号

#### 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例

(柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例の一部改正)

第1条 柴田町母子・父子家庭医療費の助成に関する条例(昭和58年柴田町条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、当該受給者証に記載された助成対象者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることにより、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。</p>

(柴田町子ども医療費の助成に関する条例の一部改正)

第2条 柴田町子ども医療費の助成に関する条例(平成16年柴田町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関</p>	<p>(受給者証の提示)</p> <p>第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関</p>

<p>等に対し、受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、当該受給者証に記載された助成対象者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることにより、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>等に対し、受給者証を提示しなければならない。</p>
--	-------------------------------

(柴田町障害者医療費の助成に関する条例の一部改正)

第3条 柴田町障害者医療費の助成に関する条例(平成16年柴田町条例第23号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。<u>ただし、当該受給者証に記載された助成対象者が受給者証に代えて行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード及びオンライン資格確認端末を用いることにより、医療機関等が資格情報を取得し、及び閲覧することができる場合は、この限りでない。</u></p>	<p>(受給者証の提示) 第8条 受給者は、医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、当該医療機関等に対し、受給者証を提示しなければならない。</p>

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。